

IASBが、「IFRSの年次改善（2011年－2013年サイクル）」に関する公開草案を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

- 本公開草案は、以下の基準書の修正を提案している。
 - － IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」
 - － IFRS第3号「企業結合」
 - － IFRS第13号「公正価値測定」
 - － IAS第40号「投資不動産」
- 本修正案が最終化された場合には、2014年1月1日以後に開始する年次期間より発効する。早期適用は認められる。
- 本提案へのコメント期間は、2013年2月18日に終了する。

はじめに

2012年11月、国際会計基準審議会（IASB）は、年次改善プロジェクトの一環として、公開草案（ED）2012/2「IFRSの年次改善（2011年-2013年サイクル）」（以下、ED）を、一般のコメントを募集するために公表した。本EDは、4つの国際財務報告基準（IFRSs）の修正を提案するものである。年次改善プロセスは、必要であるが、緊急ではないIFRSに対する修正を行うために設計されている。

この修正に関して提案されている発効日は、2014年1月1日以後開始する年次期間である。早期適用は容認される。すべての修正に関して早期適用を認めることが提案されている。

EDのコメント期間は、2013年2月18日に終了する。

修正案

IFRS	トピック	修正案
IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	有効なIFRSの意味	新規のIFRS又は改訂後のIFRSを早期適用することが可能な場合には、企業はその最初のIFRS財務諸表において、現行の現在有効であるIFRS又は、強制適用されていない新規のIFRS又は改訂後のIFRSを適用することができることを明確にしている。 企業は、最初のIFRS財務諸表の対象となっている期間を通じて同じ版のIFRSを適用することが要求される。
IFRS第3号 「企業結合」	共同支配企業についての範囲除外	IFRS第3号の範囲から、IFRS第11号「共同支配の取決め」で定義しているすべての種類の共同支配の取決めの形成を除外するためにIFRS第3号を修正する。これには、共同支配の取決めに対して事業（business）の拠出を伴う共同支配の取決めが含まれる。また、IFRS第3号2項（a）の範囲除外は、共同支配企業又は共同支配事業自体の財務諸表における会計処理のみを取扱うものであり、共同支配の取決めの当事者による共同支配の取決めに対する持分の会計処理を取扱うものではないことを明確にしている。
IFRS第13号 「公正価値測定」	第52項の範囲（ポートフォリオの例外）	IFRS第13号第52項のポートフォリオの例外は、IAS第32号「金融商品：表示」で定義される金融資産又は金融負債の定義を満たさない契約であっても、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」の範囲内で会計処理されるすべての契約（例えば、現金又は他の金融商品で純額決済できる非金融商品項目の売買契約）に適用されることを明確にする。
IAS第40号 「投資不動産」	不動産を投資不動産又は自己使用不動産に分類する際の、IFRS第3号とIAS第40号との相互関係の明確化	IFRS第3号とIAS第40号は、相互に排他的なものではないことを明確にしている。特定の取引が、IFRS第3号で定義される企業結合の定義を満たすかどうかを決定するには、IFRS第3号のガイダンスを基礎にした判断が要求される。不動産が、自己使用不動産又は投資不動産のどちらであるかを決定するには、IAS第40号7項から15項の適用が要求される。

以上